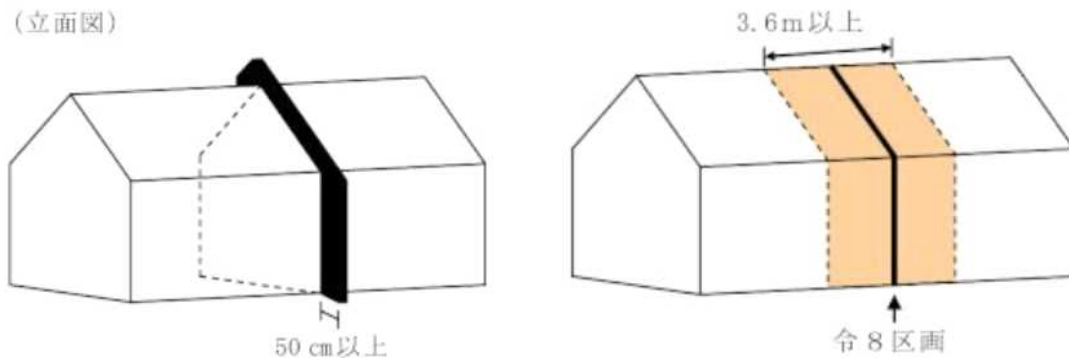


消防用設備等の特別規制

【令8区画(消防法施行令第8条)】

- 防火対象物が開口部のない耐火構造の床または壁で区画されている場合、その区画された部分は、消防用設備等に関する設置および維持の技術上の基準の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。
 - 鉄筋コンクリート造(RC造)・鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)・これらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。
壁式鉄筋コンクリート※1・プレキャストコンクリートカーテンウォール
※1 壁式プレキャスト鉄筋コンクリートを含む。
 - 建築基準法施行令第107条第1号の通常の火災時の過熱に2時間以上耐える性能を有すること。
 - 令8区画の耐火構造の床または壁の両端または上端は、外壁面または屋根面から50cm以上突き出ていること。
ただし、令8区画を設けた部分の外壁または屋根が、令8区画を含む幅3.6m以上にわたる耐火構造であり、かつ、耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合にはこの限りでない。
 - 開口部が設けられていないこと。
 - 開口部を設ける場合には、防火戸が設けられており、かつ、当該開口部相互が令8区画を介して90cm以上離れていること。
- 令8区画を配管が貫通することは原則として認められないが、必要不可欠な配管で、区画を貫通する配管および貫通部が、開口部のない耐火構造の床または壁による区画と同等とみなすことができる場合、貫通が認められる。

(立面図)



【令9(消防法施行令第9条)】

- 複合用途防火対象物は管理者や階に関係なく、同一用途の部分の面積および収容人員を合計し、それに設置基準が満たすように個別に消防用設備等を設置する。
- 以下の消防用設備等については令9は適用されないので、それぞれの消防用設備等の設置基準に従って棟全体に設置する。
 - スプリンクラー設備
 - 自動火災報知設備
 - ガス漏れ火災警報器
 - 漏電火災警報器
 - 非常警報設備
 - 避難器具
 - 誘導灯・誘導標識

【令32(消防法施行令第32条)】

- 消防長または消防署長が、防火対象物の位置・構造・設備の状況から判断して、火災の発生または延焼の恐れが著しく少なく、かつ火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認める際、消防用設備等の設置を緩和できる。